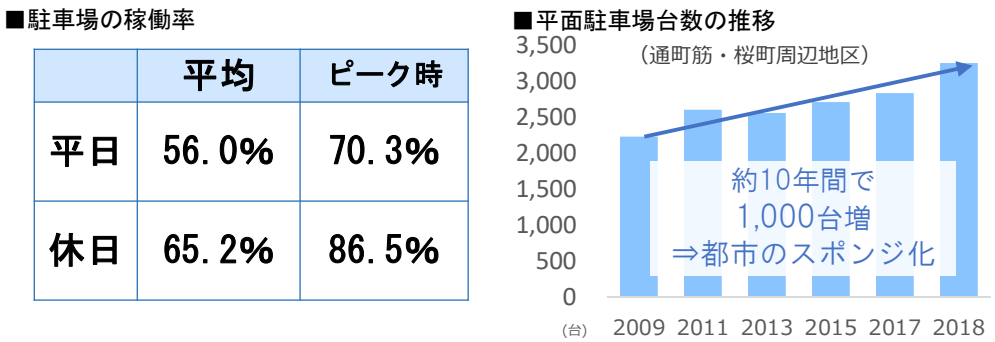


これまでの駐車場を「つくる」施策から、「コントロール(適正配置)」し、まちづくりに活かす施策へ転換。
附置義務条例の見直しを軸に、土地の有効利用・交通円滑化・誰もが安心して訪れられる環境の形成を図る。

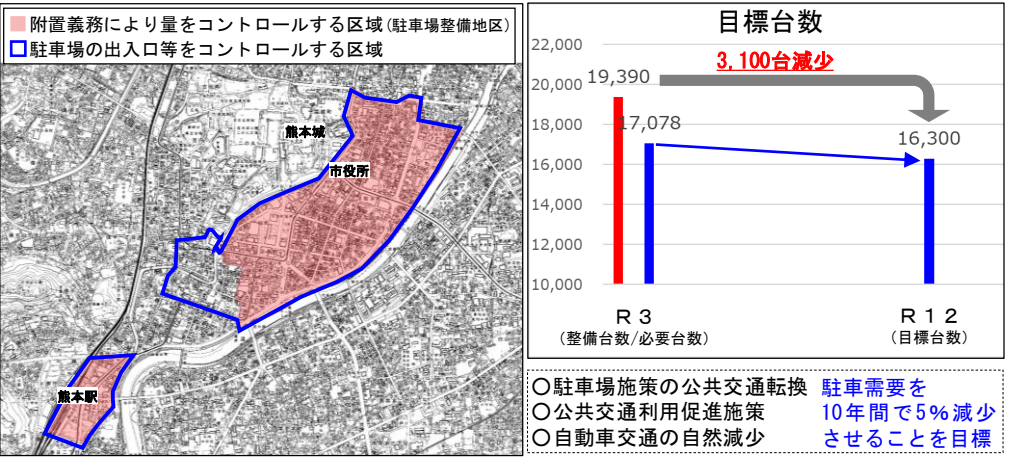
1. まちなか駐車場の現状と課題

- 現在の自動車利用に対応する、十分な量の駐車場を確保。
- 一方、スポンジ化による歩行環境の悪化等の課題が発生。



3. 対象とするエリア

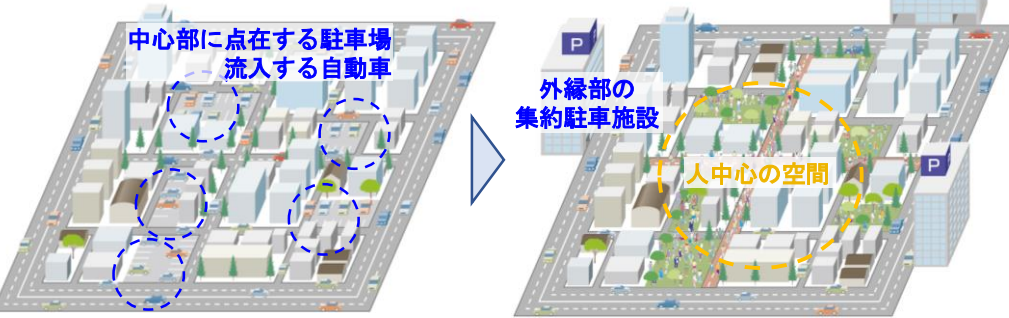
- 今後も一定程度の駐車場整備が見込まれるなど、駐車場のコントロールが必要な区域に駐車場整備地区等を設定。
- 本計画の取組等により、地区内の駐車場台数を減少することを目標とする。(R3:19,390台 → R12:16,300台)



2. 駐車場整備に関する基本方針

駐車場を「コントロール」し、まちづくりに活かす

- 駐車場整備の基本方針の策定
 - 基本方針①「土地利用」の視点
⇒附置義務条例の見直し(台数低減等)による土地の有効利用
 - 基本方針②「交通円滑化」の視点
⇒集約駐車施設への附置等による交通円滑化
 - 基本方針③「使い方」の視点
⇒障がい者等用駐車場の義務付けなどによる環境整備



● 駐車場整備地区の見直し

4. 今後のスケジュール

- パブリックコメントを経て、12月頃の計画仮策定を目指す。
- R3年度末の地区の告示をもって、計画本策定とする。

		計画の策定	駐車場整備地区
R2年度	10月～11月	パブリックコメント	
	12月頃	仮策定	
	3月頃		都市計画審議会 周知期間
R3年度	3月頃	本策定	
			告示